

学校いじめ防止基本方針

明石市立沢池小学校

令和3年（2021年）4月

1 はじめに

いじめは重大な人権侵害で絶対に許されない行為であるという認識のもと、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」作成し、保護者や地域とともに、いじめのない学校づくりを進める。

◆いじめの理解

いじめとは、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① どの子どもにもどの学級にも起こり得る
- ② 人権侵害であり人として決して許されない
- ③ 大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい
- ④ 児童生徒は入れ替わり加害も被害も経験
- ⑤ 暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険
- ⑥ 態様により暴行、恐喝等の刑罰法規に抵触
- ⑦ 傍観者から仲裁者への転換が重要

2 未然防止

(1) 全校生での共通理解

- ・日々の生活習慣の中に、いじめに関する心が行動として表出されると考える。そこで、子どもへの矯正的な指導ばかりではなく、子どもの内面や背景を知ることにより力を入れた指導や肯定的な評価に基づいた指導を重視していく。
- ・低学年から、生活での約束事および仲間とのかかわりについて考える機会をもつようにする。

(2) 仲間づくり

- ・授業や遊びの中での子どもたちのかかわりにおいて、認め合える人間関係づくりに努める。
- ・命や人権についての実体験や考える機会を設定する。
- ・自尊感情を高める活動を重視する。
- ・語彙力が劣ることからくる心の通い合いの欠落を防ぐため、道徳や国語などで折に触れ、言葉で思いを伝えたり、相手意識をもってやりとりをしたりする指導を行う。

(3) 保護者や地域への働きかけ

- ・学校便り、学年便りなどによって、命や人権について考えるきっかけを設定する。

3 早期発見

(1) いじめの定義

【いじめとは】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条関連）→ 受けた者が心理的あるいは物理的苦痛を感じたときは全ていじめととらえて対応する。

(2) 日々の観察

- ・授業、休み時間、クラブ活動、委員会活動、登下校時など、子どもたちの様子に目を配る。
- ・日記などによって、子どもの内面を知る。
- ・一人の担任だけがかかえこまず学年や教科担当等の教師と連携して情報を共有する。
- ・暴力あるところ「いじめ」あり。暴力の克服と「いじめ」の解消は一体のものであると認識する。
- ・「うっとい」「きもい」「うざい」などの心ない言葉の広がりを敏感に感じ取る。
- ・ストレス解消のためのいじめをゆるさない姿勢を持つ。
- ・子どもと指導者、子どもと家族など、子どもと友だちなど、本音で話せる関係構築に努める。

(3) 市内一斉アンケート

- ・年3回アンケートを実施する。アンケート後は、気になる記述をした子どもを中心に、個人面談を行い、事実確認を行う。また、実施日はアンケートの結果すべてに即日目を通すことができる日に設定する。
- ・複数人でのチェックを行う。

(4) チェックリストの活用

- ・「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用し、日常的な観察によるきめ細かい把握を行う。

(5) 保護者、地域からの情報収集

- ・学級懇談会やPTAそして、地域からの情報にも耳を傾け、事実確認を行う。

4 対応

(1) 校内いじめ等対策委員会の設置

- ・校内生徒指導委員会の構成員が兼ねる。
【管理職・生徒指導担当・児童生徒支援教員・養護教諭・各学年生徒指導係】
- ・事案によって、当該児童（加害・被害）の担任
- ・場合によっては、市教委、関係機関の代表者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも委員会に出席し、専門的・多面的なかかわりを有効に活用できるようにする。
- ・随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」により適切に対応する。
- ・常に状況把握に努める。
- ・保護者・地域・関係機関・専門員との連携を図る。

(2) 正確な事実把握

- ・非常にデリケートな問題なので、十分な事実確認を行う。
- ・「なかま」うちで起こる暴力、脅し等の行為を見逃さず事実を把握する。
- ・仮に、本人がいやな思いをしていますが「大丈夫」という場合も放っておかない姿勢を持つ。
- ・「いじめられる方にも問題がある。」と考えない。いじめはどんな理由があろうといじめる側に非があると考えるいじめる側の児童の指導にあたる。
- ・ひとつの事象にとらわれず、全体を把握する。

(3) 指導体制、方針の決定

- ・生徒指導委員会が中心となって、指導体制と方針を決定し、共通理解を図る。
- ・関係機関との連携を図る。

(4) 指導の実際

- ・いじめられた子どもを保護する。守り通す。秘密を守る。
- ・事実関係をはっきりさせ、学校から被害者側、加害者側の保護者に報告する。
- ・被害者側、加害者側の保護者がしっかり理解できるように努める。
- ・周囲の児童にも、「傍観者」になるのではなく、自分には何ができるか考えさせる。例えば、いじめではないかという「気づき」を教職員をはじめとした大人に伝えるなど、自らの意志によって行動が取れるように方法を教えたり、雰囲気づくりをしたりする。
- ・すぐに解決したとは考えず、継続して観察、指導を行う。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた子どもの状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、校長は直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と調査主体を協議し(学校主体で調査し教育委員会は学校の調査をバックアップするのか、教育委員会が調査するのか)、判断する。

学校主体の調査にあたっては、校長はリーダーシップを発揮し、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である弁護士や教育委員会児童生徒支援課担当職員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

また、教育委員会主体で調査を行う場合は、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態解決に向けて対応する。